

行政手続法の施行状況に関する調査結果

－ 国の行政機関 －

平成 27 年 3 月

総 務 省

第1 調査の目的・調査対象機関等

1 調査の目的、時点

本調査は、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）の円滑かつ的確な施行に資することを目的として、審査基準・標準処理期間・処分基準の設定状況、意見公募手続の実施状況等について、平成 26 年 3 月 31 日現在の状況を調査したものである。

- ① 審査基準、標準処理期間及び処分基準の設定状況は、平成 24 年度及び 25 年度の 2 か年に新設された処分（申請に対する処分及び不利益処分）を調査対象とした。
- ② 聴聞・弁明手続、行政指導の書面の交付状況及び行政指導指針の公表状況は、平成 25 年度（1 か年）の実施状況を調査した。
- ③ 意見公募手続及び任意の意見募集の状況等は、平成 25 年度（1 か年）の実施状況を調査した。

2 調査対象機関（全府省等）

調査対象とした国の行政機関は、本省等（23 機関）（上記①～③関係）及び東京都を管轄区域とする地方支分部局の一部（14 機関）（上記①、②関係）である（調査対象機関一覧は別表 1 のとおり）。

3 調査対象項目

（1）申請に対する処分

- ① 審査基準の設定状況、公にしている状況
- ② 標準処理期間の設定状況、公にしている状況

（2）不利益処分

- ① 処分基準の設定状況、公にしている状況
- ② 不利益処分をしようとする場合に執るべきこととされている聴聞・弁明手続の実施状況

（3）行政指導

- ① 行政指導の書面の交付状況
- ② 行政指導指針の公表状況

（4）意見公募手続及び任意の意見募集

命令等を定める機関が命令等を定めようとする場合に行うこととされている意見公募手続等の実施状況、行政手続法で義務付けられていない任意の意見募集の実施状況

第2 調査結果

I 申請に対する処分、不利益処分及び行政指導に関する手続

1 申請に対する処分

(1) 審査基準の設定状況

行政庁は、審査基準を定めるものとする。(法第5条第1項)

- 審査基準
申請により求められた許認可等（行政庁の許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分をいう。以下同じ。）をするかどうかをその法令の定めに従って判断するために必要とされる基準
- 処分
行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為
- 申請
法令に基づき、許認可等を求める行為であって、当該行為に対して行政庁が諾否の応答をすべきこととされているもの

平成24年度及び25年度の2か年に新設された処分（申請に対する処分）に係る審査基準の設定状況は、表1のとおりである。

新設された処分の種類数100（本省等及び調査対象地方支分部局（以下単に「地方支分部局」という。）の合計）のうち、審査基準を設定しているものは80（設定率80.0%）である。

また、新設された処分の種類数100のうち、審査基準を設定していないものは、20（未設定率20.0%）である。

表1 審査基準の設定状況（処分の種類数）

	処分の種類数	審査基準設定済み（設定率）		審査基準未設定（未設定率）	
		通知・通達等で設定	法令で規定		
本省等	89	69	44	25	20
地方支分部局	11	11	7	4	0
合計	100 (100%)	80 (80.0%)	51	29	20 (20.0%)

(注) 1 「審査基準設定済み」は、法令の規定において判断基準が言い尽くされており、改めて別途の審査基準の設定が不要なもの（表中の「法令で規定」に該当）を含む。

2 府省等別内訳については別表2-1参照。

審査基準を設定していない理由としては、①事案ごとの裁量が大きく、審査基準を設定することが困難、②特殊な状況下における処分であり、あらかじめ審査基準を設定することが困難、とするものが多く見られた。

(2) 審査基準を公にしている状況

行政庁は、行政上特別の支障があるときを除き、法令により申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適当な方法により審査基準を公にしておかなければならない。(法第5条第3項)

通知・通達等で審査基準を設定している処分の種類数 51 のうち、当該審査基準を公にしている処分は 48 (94.1%) であり、公にしている方法等は表 2-1 のとおりである。

表 2-1 審査基準を公にしている方法等 (処分の種類数)

	公にしている			④ 公に してい ない	合 計
	① e-Gov (電子 政府の総合窓 口)やホームペ ージに掲載し ている	② ①の方法はと っていないが、 情報提供窓口、 申請先窓口等 に備え付けて 自由に閲覧	③ ①の方法は とっていない が、申請者等 の求めに応じ て提示		
本省等	40	0	4	0	44
地方支分部局	4	2	0	1	7
合 計	44(86.3%)	2(3.9%)	4(7.8%)	1 (2.0%)	51 (100%)
	50(98.0%)				

(注) 府省等別内訳については別表 2-1 参照。

また、審査基準を公にしているが、e-Gov やホームページに掲載していないもの (表 2-1 中②及び③) についての未掲載の理由は、表 2-2 のとおりである。

表 2-2 審査基準を e-Gov やホームページに掲載していない理由 (処分の種類数)

	① 審査基準の テキストの量 が多く、e-Gov (電子政府の 総合窓口)や ホームページ に掲載するこ とが技術的に 困難	② 制度の性質上、 処分の対象者が 明らかに特定の 事業者等に限定 されており、審査 基準が当該事業 者等に対しては 既に別の方法で 周知されている	③ 制度の性質 上、処分の対象 者が明らかに 特定の事業者 等に限定され ていないが、審査 基準が既に広 く周知されて いる	④ その 他	合 計
本省等	0	4	0	0	4
地方支分部局	0	0	0	2	2
合 計	0 (0.0%)	4 (66.7%)	0 (0.0%)	2 (33.3%)	6 (100%)

(3) 標準処理期間の設定状況

行政庁は、申請がその事務所に到達してから当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間を定めるよう努めるとともに、これを定めたときは、これらの当該申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適当な方法により公にしておかなければならない。(法第6条)

平成24年度及び25年度の2か年に新設された処分（申請に対する処分）に係る標準処理期間の設定状況は、表3のとおりである。

新設された処分の種類数100（本省等及び地方支分部局の合計）のうち、標準処理期間を設定しているものは、53（設定率53.0%）である。

また、新設された処分の種類数100のうち、標準処理期間を設定していないものは、47（未設定率47.0%）である。

表3 標準処理期間の設定状況（処分の種類数）

	処分の種類数	標準処理期間設定済み（設定率）		標準処理期間未設定（未設定率）
		通知・通達等で設定	法令で規定	
本省等	89	43	37	46
地方支分部局	11	10	9	1
合計	100 (100%)	53 (53.0%)	46	47 (47.0%)

(注) 1 「標準処理期間設定済み」は、法令の規定において処理期間が定められており、改めて別途の標準処理期間の設定が不要なもの（表中の「法令で規定」に該当）を含む。
2 府省等別内訳については別表2-2参照。

標準処理期間を設定していない処分についての未設定理由は、表4のとおりである。

表4 標準処理期間の未設定理由（処分の種類数）

	① 下部規定が定められていないことから、現時点では申請が見込まれず、標準処理期間を設定する実益がない	② 事実関係の認定に難易差があり、標準処理期間の設定が困難	③ その他	合計
本省等	4	38	4	46
地方支分部局	0	1	0	1
合計	4 (8.5%)	39 (83.0%)	4 (8.5%)	47 (100%)

(4) 標準処理期間を公にしている状況

通知・通達等で標準処理期間を設定している処分の種類数46のうち、当該標準処理期間を公にしている処分は45（97.8%）であり、公にしている方法等は表5-1のとおりである。

表5-1 標準処理期間を公にしている方法等（処分の種類数）

	公にしている			④ 公に していない	合 計
	① e-Gov（電子 政府の総合窓 口）やホーム ページに掲載 している	② ①の方法はとっ ていないが、情報 提供窓口、申請先 窓口等に備え付け て自由に閲覧	③ ①の方法は とっていない が、申請者等 の求めに応じて 提示		
本省等	32	0	5	0	37
地方支 分部局	6	2	0	1	9
合 計	38(82.6%)	2(4.3%)	5(10.9%)	1	46
	45 (97.8%)			(2.2%)	(100%)

（注）府省等別内訳については別表2-2参照。

また、標準処理期間を公にしているが、e-Gov やホームページに掲載していないもの（表5-1中②及び③）についての未掲載の理由は、表5-2のとおりである。

表5-2 標準処理期間をe-Gov やホームページに掲載していない理由（処分の種類数）

	① 制度の性質上、処分の 対象者が明らかに特定 の事業者等に限定され ており、標準処理期間が 当該事業者等に対して は既に別の方法で周知 されている	② 制度の性質上、処分 の対象者が明らかに 特定の事業者等に限 定されているわけ ではないが、標準処理期 間が既に広く周知さ れている	③ その他	合 計
本省等	3	1	1	5
地方支 分部局	0	0	2	2
合 計	3 (42.9%)	1 (14.3%)	3 (42.9%)	7 (100%)

2 不利益処分

（1）処分基準の設定状況

行政庁は、処分基準を定め、かつ、これを公にしておくよう努めなければならない。
（法第12条第1項）

○ 処分基準

不利益処分をするかどうか又はどのような不利益処分とするかについてその法令の定めに従って判断するために必要とされる基準

○ 不利益処分

行政庁が、法令に基づき、特定の者を名宛人として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分

平成 24 年度及び 25 年度の 2 か年に新設された処分（不利益処分）に係る処分基準の設定状況は、表 6 のとおりである。

新設された処分の種類数 75（本省等及び地方支分部局の合計）のうち、処分基準を設定しているものは 57（設定率 76.0%）である。

また、新設された処分の種類数 75 のうち、処分基準を設定していないものは、18（未設定率 24.0%）である。

表 6 処分基準の設定状況（処分の種類数）

	処分の種類数	処分基準設定済み（設定率）		処分基準 未設定 （未設定率）
		通知・通達 等で設定	法令で規定	
本省等	59	42	20	17
地方支分部局	16	15	13	1
合計	75 (100%)	57 (76.0%)	33	18 (24.0%)

- (注) 1 「処分基準設定済み」は、法令の規定において判断基準が言い尽くされており、改めて別途の処分基準の設定が不要なもの（表中の「法令で規定」に該当）を含む。
2 府省等別内訳については、別表 2－3 参照。

処分基準を設定していない処分についての未設定理由は、表 7 のとおりである。

表 7 処分基準の未設定理由（処分の種類数）

	① 将来的に処分の対象の発生が見込まれず、処分基準を設定する実益がない	② 事案ごとの裁量部分が大きく、処分基準を設定することが困難	③ その他	合計
本省等	0	17	0	17
地方支分部局	0	1	0	1
合計	0 (0.0%)	18 (100%)	0 (0.0%)	18 (100%)

(2) 処分基準を公にしている状況

通知・通達等で処分基準を設定している処分の種類数 33 のうち、当該処分基準を公にしている処分は 32（97.0%）であり、公にしている方法等は表 8－1 のとおりである。

表 8-1 処分基準を公にしている方法等（処分の種類数）

	公にしている			④ 公に してい ない	合 計
	① e-Gov（電 子政府の総 合窓口）やホ ームページ に掲載して いる	② ①の方法はと っていないが、 情報提供窓口、 申請先窓口等 に備え付けて 自由に閲覧	③ ①の方法 はとってい ないが、申請 者等の求め に応じて提 示		
本 省 等	18	0	1	1	20
地方支分部局	8	5	0	0	13
合 計	26(78.8%)	5(15.2%)	1(3.0%)	1 (3.0%)	33 (100%)
	32(97.0%)				

（注）府省等別内訳については別表 2-3 参照。

また、処分基準を公にしているが、e-Gov やホームページに掲載していないもの（表 8-1 中の②及び③）の未掲載の理由は、表 8-2 のとおりである。

表 8-2 処分基準を e-Gov やホームページに掲載していない理由（処分の種類数）

	① 処分基準 のテキスト の量が多 く、e-Gov （電子政府 の総合窓 口）やホー ムページに 掲載するこ とが技術的 に困難	② 制度の性質 上、処分の 対象者が明 らかに特定 の事業者等 に限定され ており、処 分基準が当 該事業者等 に対しては 既に別の方 法で周知さ れている	③ 制度の性質 上、処分の 対象者が明 らかに特定 の事業者等 に限定され ているわけ ではないが、 処分基準が 既に広く周 知されている	④ その他	合 計
本 省 等	0	1	0	0	1
地方支分部局	0	0	0	5	5
合 計	0 (0.0%)	1 (16.7%)	0 (0.0%)	5 (83.3%)	6 (100%)

（3）聴聞・弁明手続の実施状況

行政庁は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号の区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の名あて人となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならない。（法第 13 条第 1 項）

行政庁は、①許認可等の取消し、資格又は地位の剥奪等、名宛人となるべき者に及ぼす不利益の程度が大きい不利益処分をしようとするときには、聴聞の手続を執ることとし、②それ以外の不利益処分（例：営業停止処分）をしようとするときには弁明の機会

の付与の手續を執ることとされている。

平成 25 年度における聴聞・弁明手續の実施状況（聴聞通知件数、弁明の機会の付与の通知件数等）は、表 9 のとおりである。

表 9 聴聞・弁明手續の実施状況（平成 25 年度）

	不利益処分の名宛人 に対する通知の件数 (a)	名宛人の聴聞不出頭 又は弁明書未提出に より手續を終結した ものの件数 (b)	不出頭又は未提出によ る終結の割合 (%) (b/a)
聴 聞	208	89	42.8%
弁 明	1,297	873	67.3%

(注) ①当事者が正当な理由なく聴聞の期日に出頭せず、かつ、陳述書又は証拠書類等を提出しない場合には、聴聞を終結することができることとされており（法第 23 条第 1 項）、また、②弁明の機会の付与についても、弁明書の提出期限までに当事者から何ら応答がない場合には、弁明の機会を与え終えたことになると解されている。

3 行政指導

(1) 行政指導の書面の交付状況

行政指導に携わる者は、その相手方に対して、当該行政指導の趣旨及び内容並びに責任者を明確に示さなければならない。（法第 35 条第 1 項）

行政指導が口頭でされた場合において、その相手方から前項に規定する事項を記載した書面の交付を求められたときは、当該行政指導に携わる者は、行政上特別の支障がない限り、これを交付しなければならない。（法第 35 条第 2 項）

平成 25 年度における行政手続法に基づく行政指導の書面の交付状況は、表 10 のとおりである。

表 10 行政指導の書面の交付状況（平成 25 年度）

府 省 等 名	関 係 法 令 名	合 計 件 数
金 融 庁	保険業法	1
消 費 者 庁	消費者安全法	2
	特定商取引法	1
	不当景品類及び不当表示防止法	55
	家庭用品品質表示法	3
	健康増進法	3
	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律	6
厚生労働省	介護保険法	4
	男女雇用機会均等法	9
	育児・介護休業法	4
	パートタイム労働法	1
農林水産省	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律	180
	主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律	2
	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律	1
	漁業法	1
	特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令	1
	愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律	1
	牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法	22
経済産業省	高圧ガス保安法	1
	外国為替及び外国貿易法	15
	ガス事業法	7
	電気事業法	7
国土交通省	旅行業法	31
	気象業務法	1
	貨物利用運送事業法	4
	建設業法	6
	大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法	1
	道路運送車両法	14
合 計		384

（注）本表の件数は、本省等及び地方支分部局における交付件数の合計である。

（2）行政指導指針の公表状況

同一の行政目的を実現するため一定の条件に該当する複数の者に対し行政指導をしようとするときは、行政機関は、あらかじめ、事案に応じ、行政指導指針を定め、かつ、行政上特別の支障がない限り、これを公表しなければならない。（法第 36 条）

○ 行政指導指針

同一の行政目的を実現するため一定の条件に該当する複数の者に対し行政指導をしようとするときにこれらの行政指導に共通してその内容となるべき事項

平成 25 年度における行政指導指針の公表状況は、表 11 のとおりである。

表 11 行政指導指針の公表状況（平成 25 年度）

府 省 等 名	件数	行政指導指針の名称（関係法令名）
厚生労働省	11	移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律の運用に関する指針(ガイドライン)(移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律)
		移植に用いる臍帯血の品質の確保のための基準に関する省令の運用に関する指針(ガイドライン)(移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律)
		事故由来廃棄物等処分業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン(電離放射線障害防止規則(昭和 47 年労働省令第 41 号))
		職場における腰痛予防対策指針(なし)
		平成 24 年度ばく露実態調査対象物質に係るリスク評価結果に基づく労働者の健康障害防止対策の徹底について(労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号)、特定化学物質障害予防規則(昭和 47 年労働省令第 39 号))
		労働安全衛生法第二十八条第三項の規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質による健康障害を防止するための指針の一部を改正する指針(労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号)第 28 条第 3 項)
		産業用ロボットに係る労働安全衛生規則第 150 条の 4 の施行通達の一部改正について(労働安全衛生規則(昭和 47 年労働省令第 32 号)第 150 条の 4)
		廃棄物焼却施設関連作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱(労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号)、労働安全衛生規則(昭和 47 年労働省令第 32 号))
		平成 24 年度ばく露実態調査対象物質に係るリスク評価結果に基づく労働者の健康障害防止対策の徹底について(労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号)、特定化学物質障害予防規則(昭和 47 年労働省令第 39 号))
		建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針(労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号)、石綿障害予防規則(平成 17 年厚生労働省令第 21 号))
労働安全衛生法第 28 条第 1 項の規定に基づく技術上の指針(労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号)第 28 条第 1 項)		
農林水産省	4	コイヘルペスウイルス病防疫指針(なし)
		豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針(家畜伝染病予防法)
		アフリカ豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針(家畜伝染病予防法)
		漁協等向けの総合的な監督指針(信用事業及び共済事業のみに係るものを除く。)(水産業協同組合法)
国土交通省	1	大型タンカー及び大型タンカーバースの安全防災対策基準(行政指導指針)(海上保安庁法)
合 計		16 件

II 意見公募手続及び任意の意見募集の状況等

II-1 行政手続法に基づく意見公募手続等の状況

1 意見公募手続等の状況

(1) 意見公募手続等及び命令等の数

命令等制定機関は、命令等を定めようとする場合には、当該命令等の案及びこれに関連する資料をあらかじめ公示し、意見の提出先及び意見の提出のための期間を定めて広く一般の意見を求めなければならない。(法第 39 条第 1 項)

命令等制定機関は、委員会等の議を経て命令等を定めようとする場合において、当該委員会等が意見公募手続に準じた手続を実施したときは、同条第 1 項の規定にかかわらず、自ら意見公募手続を実施することを要しない。(法第 40 条第 2 項)

(注) 「同条第 1 項」・・・第 39 条第 1 項

○ 命令等

内閣又は行政機関が定める、①法律に基づく命令（処分の要件を定める告示を含む。）又は規則、②審査基準、③処分基準、④行政指導指針

○ 法律に基づく命令

法律に基づき定められる政令、府省令、（行政委員会の）規則

○ 命令等制定機関

命令等を定める機関（閣議の決定により命令等が定められる場合にあつては、当該命令等の立案をする各大臣）

平成 25 年度に、①行政手続法第 39 条第 1 項に基づき行われた意見公募手続及び②同法第 40 条第 2 項に基づき、委員会等により行われた意見公募手続に準じた手続（以下、①及び②を合わせて「意見公募手続等」という。）の合計は、表 1 のとおり、722 件であり、同手続等を経て、公布・決定等を行った命令等の数は、1,223（政令：107、府省令等：400、告示：411、審査基準：257、処分基準：20、行政指導指針：28）である。

表1 意見公募手続等及び命令等の数（府省等別）

府省等名	意見公募手続等数	公布・決定等を行った命令等の数						合計
		政令	府省令等	告示	審査基準	処分基準	行政指導指針	
内閣官房	2	1	0	0	2	0	0	3
内閣法制局	0	-	-	-	-	-	-	-
人事院	2	0	1	1	0	0	0	2
内閣府	20	9	12	5	0	0	1	27
宮内庁	0	-	-	-	-	-	-	-
公正取引委員会	2	1	2	0	0	0	0	3
国家公安委員会 (警察庁)	6	2	7	0	0	0	0	9
金融庁	50	10	37	42	64	2	0	155
消費者庁	10	3	2	5	2	1	0	13
復興庁	3	1	1	1	0	0	0	3
総務省	57	7	39	59	15	0	0	120
公害等調整委員会	1	0	1	0	0	0	0	1
法務省	16	4	8	5	0	0	4	21
外務省	8	1	7	0	0	0	0	8
財務省	6	3	3	0	0	0	1	7
文部科学省	25	3	19	5	8	1	1	37
厚生労働省	183	16	70	98	23	0	8	215
農林水産省	81	8	54	38	1	1	6	108
経済産業省	62	6	22	21	75	0	1	125
国土交通省	135	25	101	88	62	15	4	295
環境省	49	7	13	43	1	0	2	66
防衛省	4	0	1	0	4	0	0	5
会計検査院	0	-	-	-	-	-	-	-
合計	722	107	400	411	257	20	28	1,223

(注) 1 総務省及び経済産業省における「意見公募手続等数」及び「公布・決定等を行った命令等の数」のうち、7件（総務省：5件（5省令）、経済産業省：2件（2政令））は、意見公募手続に準じた手続を実施したものである。

2 「公布・決定等を行った命令等の数」が「意見公募手続等数」より多いのは、複数の命令等の案が1回の意見公募手続の対象とされる場合があるためである。

3 意見公募手続後の事情の変更により、命令等の公布・決定等を行わなかったものは2件（厚生労働省・国土交通省）ある。

4 表中の「告示」は、「法律に基づく命令」に含まれる「処分の要件を定める告示」である。

(2) 意見提出期間及び提出意見の状況

第1項の規定により定める意見提出期間は、同項の公示の日から起算して30日以上でなければならない。(法第39条第3項)

命令等制定機関は、命令等を定めようとする場合において、30日以上意見提出期間を定めることができないやむを得ない理由があるときは、前条第3項の規定にかかわらず、30日を下回る意見提出期間を定めることができる。この場合においては、当該命令等の案の公示の際その理由を明らかにしなければならない。(法第40条第1項)

ア 意見提出期間

意見公募手続等における意見提出期間の設定状況は、表2のとおりである。意見提出期間として、30日以上の日数が確保されているものは、722件のうち653件(90.4%)である。

表2 意見提出期間の状況

	意見提出期間							計
	14日以下	15～24日	25～29日	30日	31～34日	35～44日	45日以上	
意見公募手続等数	47 (6.5%)	21 (2.9%)	1 (0.1%)	456 (63.2%)	186 (25.8%)	9 (1.2%)	2 (0.3%)	722 (100%)
	69(9.6%)			653(90.4%)				

(注) 上記のうち、意見公募手続に準じた手続を実施した案件(7件)は、「30日」が6件、「31日～34日」が1件である。

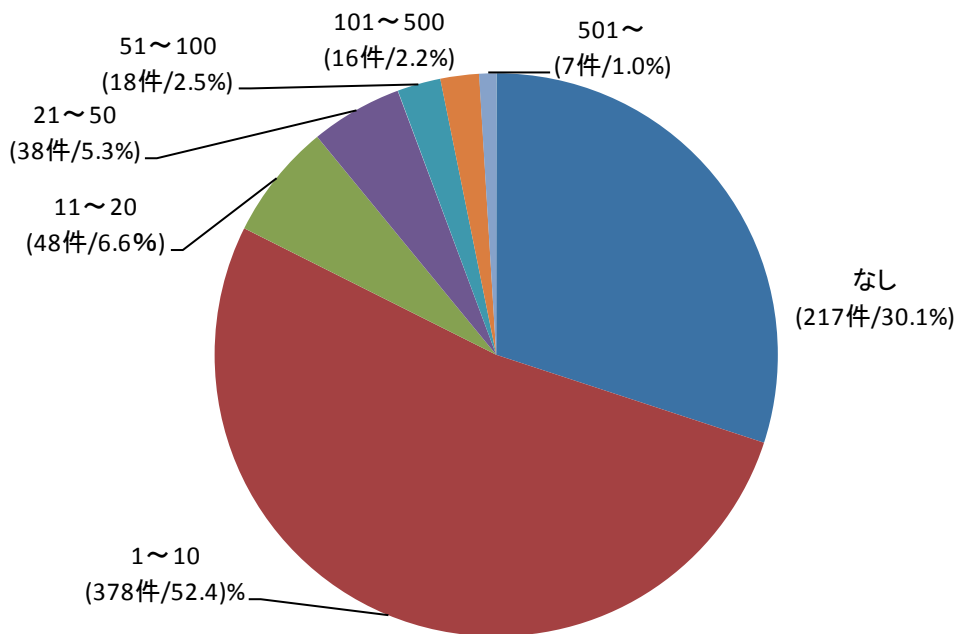
意見提出期間が30日未満のものは、722件のうち69件(9.6%)であり、30日未満となった理由としては、命令等の制定の根拠となる法令の施行に併せて命令等を定めるためには意見提出期間を短縮する必要があるため、とするものが多く見られた。

イ 提出意見数

意見公募手続等722件のうち、提出意見のあるものは505件(69.9%)、提出意見のないものは217件(30.1%)であり、提出意見数の内訳は、図1のとおりである。

提出意見の総数は23,760であり、意見公募手続等1件当たりの提出意見数は約33である(提出意見のあった意見公募手続等についてみると、1件当たり約47)。

図1 提出意見数



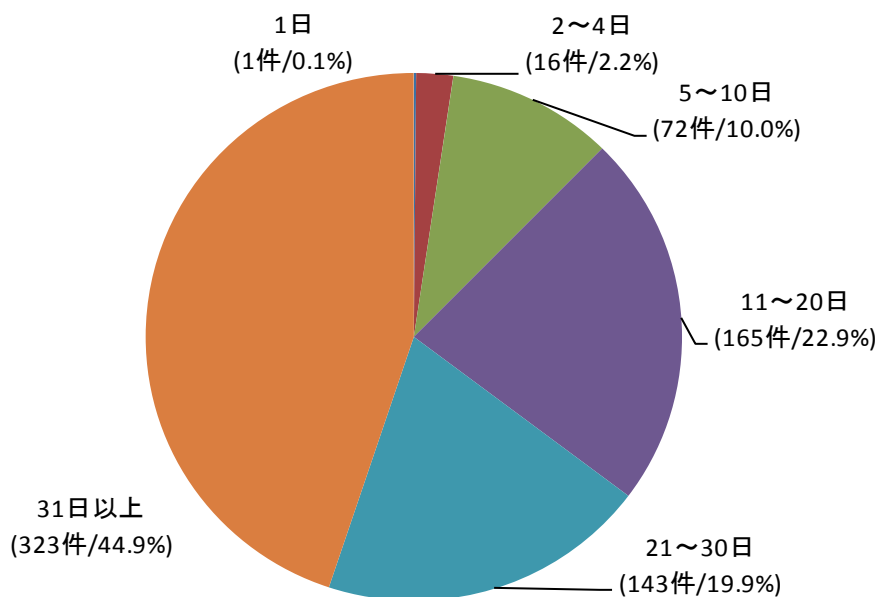
(3) 提出意見の考慮状況

ア 意見考慮期間

命令等制定機関は、意見公募手続を実施して命令等を定める場合には、意見提出期間内に当該命令等制定機関に対し提出された当該命令等の案についての意見を十分に考慮しなければならない。(法第42条)

意見考慮期間（意見提出期間終了から命令等の公布・決定等までの期間）は、図2のとおりであり、平成25年度に命令等の公布・決定等を行った意見公募手続等720件のうち、意見考慮期間が5日以上のもは703件（97.6%）である。

図2 意見考慮期間



(注) 1 「平成 25 年度に命令等の公布・決定等を行った意見公募手続等 720 件」は、意見公募手続等数 722 件のうち、命令等の公布・決定等を行わなかった 2 件を除いたものである。

2 意見公募手続に準じた手続を実施したもの（7 件）のうち 2 件は「21～31 日」に、5 件は「31 日以上」に含まれている。

イ 提出意見の反映状況

提出意見があった 505 件のうち、提出意見を考慮した結果、命令等の案の修正を行うなど、提出意見を反映したものは 115 件（22.8%）である。

(4) 結果の公示状況

平成 25 年度の意見公募手続等 722 件のうち、命令等の公布・決定等を行い、同年度中に結果の公示を行ったものは 689 件（95.4%）である。

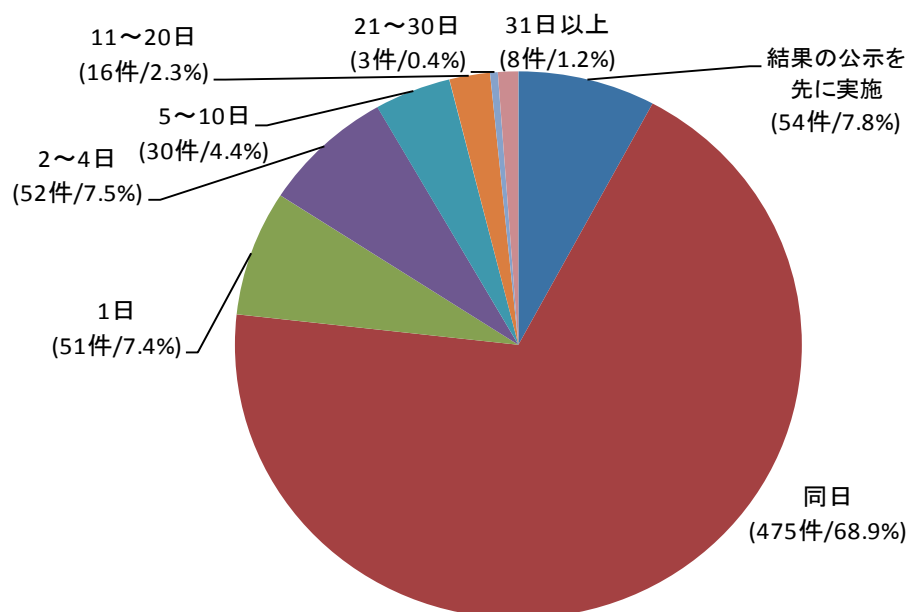
ア 命令等の公布・決定等から結果の公示までの期間

命令等制定機関は、意見公募手続を実施して命令等を定めた場合には、当該命令等の公布（公布をしないものにあつては、公にする行為）と同時期に、次に掲げる事項を公示しなければならない。

- 1 命令等の題名
- 2 命令等の案の公示の日
- 3 提出意見（提出意見がなかった場合にあつては、その旨）
- 4 提出意見を考慮した結果（意見公募手続を実施した命令等の案と定めた命令等との差異を含む。）及びその理由（法第 43 条第 1 項）

命令等の公布・決定等から結果の公示までの期間は、図 3 のとおりである。

図 3 命令等の公布・決定等から結果の公示までの期間



平成 25 年度に命令等の公布・決定等を行い、同年度中に結果の公示を行った 689 件のうち、命令等の公布・決定等の日までに結果の公示をしたもの（図 3 「結果の公示を先に実施」及び「同日」の合計）は 529 件（76.8%）であり、さらに、命令等の公布・決定等の翌日までに結果の公示をしたもの（図 3 「結果の公示を先に実施」、「同日」及び「1 日」の合計）は 580 件（84.2%）である。

命令等の公布・決定等から結果の公示までに 5 日以上要したものは 689 件のうち 57 件（8.3%）であり、5 日以上要した理由としては、回答の検討に時間を要したため、事務手続に時間を要したため、意見の整理等に時間を要したため、とするものが多く見られた。

- （注） 1 「平成 25 年度に命令等の公布・決定等を行い、同年度中に結果の公示を行った 689 件」は、意見公募手続等数 722 件のうち、命令等の公布・決定等を行わなかった 2 件及び 25 年度末までに結果の公示を行わなかった 31 件を除いたものである。
- 2 「平成 25 年度に命令等の公布・決定等を行い、同年度中に結果の公示を行った 689 件」のうち、意見公募手続に準じた手続により実施された案件（7 件）は、「結果の公示を先に実施」に 2 件、「同日」に 1 件、「1 日」に 4 件含まれている。

イ 提出意見の公示状況

平成 25 年度に命令等の公布・決定等を行ったものについて、提出意見の公示状況をみると、提出意見があった 505 件のうち、「提出された意見（原文）」を公示しているものは 220 件（43.6%）、「提出された意見を整理・要約したもの」を公示しているものは 316 件（62.6%）である（複数に該当するものがある）。

また、「提出意見を考慮した結果及びその理由」を公示しているものは 442 件（87.5%）である。

2 命令等の題名・趣旨等の公示のみ実施したもの（法第 39 条第 4 項各号に該当する命令等）の状況

命令等制定機関は、第 39 条第 4 項各号のいずれかに該当することにより意見公募手続を実施しないで命令等を定めた場合には、当該命令等の公布と同時期に、次に掲げる事項を公示しなければならない。ただし、第 1 号に掲げる事項のうち命令等の趣旨については、同項第 1 号から第 4 号までのいずれかに該当することにより意見公募手続を実施しなかった場合において、当該命令等自体から明らかでないときに限る。

- 1 命令等の題名及び趣旨
- 2 意見公募手続を実施しなかった旨及びその理由（法第 43 条第 5 項）

（注）法第 39 条第 4 項各号については、参考資料 1 参照。

（1）命令等の題名・趣旨等の公示のみ実施した件数及び命令等の数

平成 25 年度に、行政手続法第 39 条第 4 項各号に該当するため、意見公募手続を実施せずに命令等の公布・決定等を行ったものは、表 3 のとおり、364 件である。

また、公布・決定等を行った命令等の数は 393 である。

表3 行政手続法第39条第4項各号に該当する命令等数

府省等名	法第39条 第4項各号 該当の件数	公布・決定等を行った命令等の数						合計
		政令	府省等 令等	告示	審査 基準	処分 基準	行政 指導 指針	
内閣官房	2	2	0	0	0	0	0	2
内閣法制局	0	-	-	-	-	-	-	-
人事院	2	0	0	0	2	0	0	2
内閣府	10	7	4	0	0	0	0	11
宮内庁	2	0	0	0	2	0	0	2
公正取引 委員会	0	-	-	-	-	-	-	-
国家公安委員会 (警察庁)	6	0	6	0	0	0	0	6
金融庁	11	1	12	11	5	0	0	29
消費者庁	5	0	5	0	0	0	0	5
復興庁	0	-	-	-	-	-	-	-
総務省	60	14	36	14	1	0	0	65
公害等調 整委員会	0	-	-	-	-	-	-	-
法務省	4	1	3	0	0	0	0	4
外務省	9	1	8	0	0	0	0	9
財務省	117	29	47	5	12	15	9	117
文部科学省	10	3	3	2	0	0	3	11
厚生労働省	76	18	23	35	0	0	0	77
農林水産省	37	6	7	23	2	0	0	38
経済産業省	2	0	2	1	0	0	0	3
国土交通省	6	3	3	0	1	0	0	7
環境省	0	-	-	-	-	-	-	-
防衛省	5	1	1	2	2	0	0	6
会計検査院	0	-	-	-	-	-	-	-
合計	364	86	160	93	27	15	12	393

(注) 1 「公布・決定等を行った命令等の数」が「法第39条第4項各号該当の件数」より多いのは、複数の命令等についてまとめて公示を行う場合があるためである。

2 表中の「告示」は、「法律に基づく命令」に含まれる「処分の要件を定める告示」である。

(2) 命令等の題名・趣旨等の公示のみ実施した理由（法第39条第4項各号への該当状況）

法第39条第4項各号に該当するため、平成25年度に意見公募手続を実施しなかった364件について、同条同項各号への該当状況をみると、表4のとおり、用語の整理や条項の移動など、法令の整合性を確保するために必要となる形式的改廃である第8号に該当する案件が134件と最も多い。

表4 行政手続法第39条第4項各号の該当状況

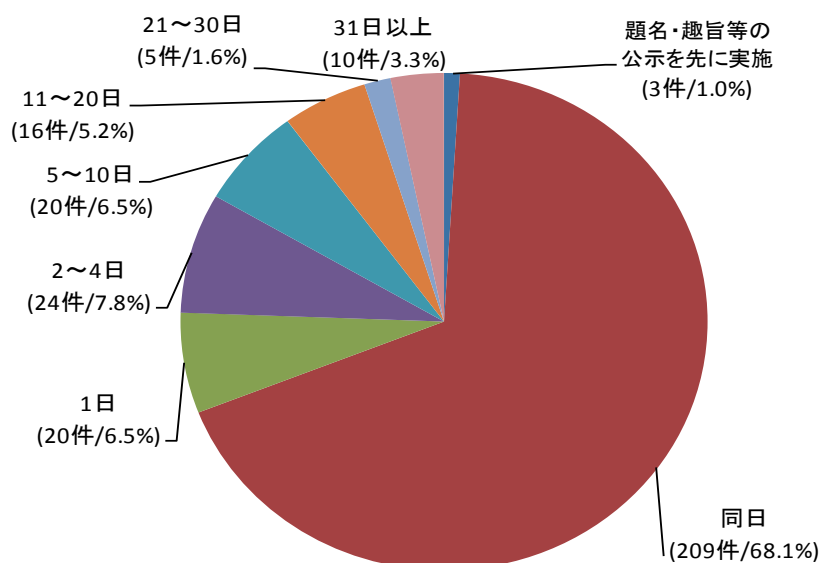
行政手続法第39条第4項の各号		件数
第1号	公益上、緊急に命令等を定める必要があるため、意見公募手続を実施することが困難であるとき	45
第2号	納付すべき金銭について定める法律の制定又は改正により必要となる当該金銭の額の算定の基礎となるべき金額及び率並びに算定方法についての命令等その他当該法律の施行に関し必要な事項を定める命令等を定めようとするとき	127
第3号	予算の定めるところにより金銭の給付決定を行うために必要となる当該金銭の額の算定の基礎となるべき金額及び率並びに算定方法その他の事項を定める命令等を定めようとするとき	53
第4号	法律の規定により、委員会等の議を経て定めることとされている命令等であって、相反する利害を有する者の間の利害の調整を目的として、法律又は政令の規定により、これらの者及び公益をそれぞれ代表する委員をもって組織される委員会等において審議を行うこととされているものとして政令で定める命令等を定めようとするとき	21
第5号	他の行政機関が意見公募手続を実施して定めた命令等と実質的に同一の命令等を定めようとするとき	8
第6号	法律の規定に基づき法令の規定の適用又は準用について必要な技術的読替えを定める命令等を定めようとするとき	10
第7号	命令等を定める根拠となる法令の規定の削除に伴い当然必要とされる当該命令等の廃止をしようとするとき	6
第8号	他の法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理その他の意見公募手続を実施することを要しない軽微な変更として政令で定めるものを内容とする命令等を定めようとするとき	134

(注) 案件により該当する号が複数ある場合がある。

(3) 命令等の題名・趣旨等の公示までの期間

法第39条第4項各号に該当するため、平成25年度に意見公募手続を実施しなかった364件のうち、25年度に題名・趣旨等の公示が行われた307件について、命令等の公布・決定等から公示までの期間をみると、図4のとおりである。

図4 公布・決定等から題名・趣旨等の公示までの期間



題名・趣旨等の公示が命令等の公布・決定等と同日までのものは212件(69.1%)、公布・決定等の「1日」後までに題名・趣旨等の公示を行ったものは232件(75.6%)である。

3 行政手続法が適用除外となる命令等の状況

次に掲げる命令等を定める行為については、第6章の規定は、適用しない。

(法第3条第2項、法第4条第4項)

- (注) 1 意見公募手続等は行政手続法の第6章で規定。
 2 「次に掲げる命令等を定める行為」(法第3条第2項各号及び法第4条第4項各号)については、表5、表6及び参考資料1参照。

平成25年度に、①法第3条第2項又は②法第4条第4項に該当するため、意見公募手続を実施せずに公布・決定等された命令等は224である。内訳は、①に該当するものは96、②に該当するものは135であり、①、②の各号の該当状況は、表5及び表6のとおりである。

表5 行政手続法第3条第2項各号の該当状況

行政手続法第3条第2項の各号		命令等数
第1号	法律の施行期日について定める政令	11
第2号	恩赦に関する命令	0
第3号	命令又は規則を定める行為が処分に該当する場合における当該命令又は規則	22
第4号	法律の規定に基づき施設、区間、地域その他これらに類するものを指定する命令又は規則	10
第5号	公務員の給与、勤務時間その他の勤務条件について定める命令等	53
第6号	審査基準、処分基準又は行政指導指針であって、法令の規定により若しくは慣行として、又は命令等を定める機関の判断により公にされるもの以外のもの	0

表6 行政手続法第4条第4項各号の該当状況

行政手続法第4条第4項の各号		命令等数
第1号	国又は地方公共団体の機関の設置、所掌事務の範囲その他の組織について定める命令等	74
第2号	皇室典範第26条の皇統譜について定める命令等	0
第3号	公務員の礼式、服制、研修、教育訓練、表彰及び報償並びに公務員の間における競争試験について定める命令等	10
第4号	国又は地方公共団体の予算、決算及び会計について定める命令等並びに国又は地方公共団体の財産及び物品の管理について定める命令等	5
第5号	会計検査について定める命令等	2
第6号	国の機関相互間の関係について定める命令等並びに地方自治法第2編第11章に規定する国と普通地方公共団体との関係及び普通地方公共団体相互間の関係その他国と地方公共団体との関係及び地方公共団体相互間の関係について定める命令等	28
第7号	行政手続法第4条第2項各号に規定する法人の役員及び職員、業務の範囲、財務及び会計その他の組織、運営及び管理について定める命令等	16

Ⅱ-2 任意の意見募集の状況

1 実施件数

平成 25 年度に、行政手続法において意見公募手続等が義務付けられていない事項について、意見公募手続に準じる等の方法により、任意に意見募集が行われた案件（以下「意見募集案件」という。）は、表 7 のとおり、449 件である（25 年度末までに意見募集期間が終了したもの）。

表 7 任意の意見募集の状況

府省等名	案 件 数	府省等名	案 件 数
内 閣 官 房	3	法 務 省	7
内 閣 法 制 局	0	外 務 省	2
人 事 院	0	財 務 省	9
内 閣 府	106	文 部 科 学 省	20
宮 内 庁	0	厚 生 労 働 省	41
公正取引委員会	1	農 林 水 産 省	61
警 察 庁	1	経 済 産 業 省	17
金 融 庁	12	国 土 交 通 省	41
消 費 者 庁	3	環 境 省	42
復 興 庁	1	防 衛 省	5
総 務 省	76	会 計 検 査 院	0
公害等調整委員会	1	合 計	449

2 意見募集の状況

(1) 意見募集を行った理由

平成 25 年度に、各府省等が任意で意見募集を行った理由は、意見募集案件 449 件のうち、「当該政策に係る閣議決定で意見募集を行うこと等とされているため」に該当するものは 113 件（25.2%）、「審議会や研究会等の運営規則等に基づき、答申等の案について、意見を募集し参考とするため」に該当するものは 65（14.5%）、「前述の理由に該当しないものの任意で当該政策の立案の検討に資するため」に該当するものは 230 件（51.2%）、「その他」に該当するものは 44 件（9.8%）である（複数に該当するものがある）。

(2) 意見募集期間

意見募集期間の設定状況は、表 8 のとおり、意見募集案件 449 件のうち、30 日以上確保されているものは 281 件（62.6%）あり、行政手続法の規定に準じて実施されているものが多い。

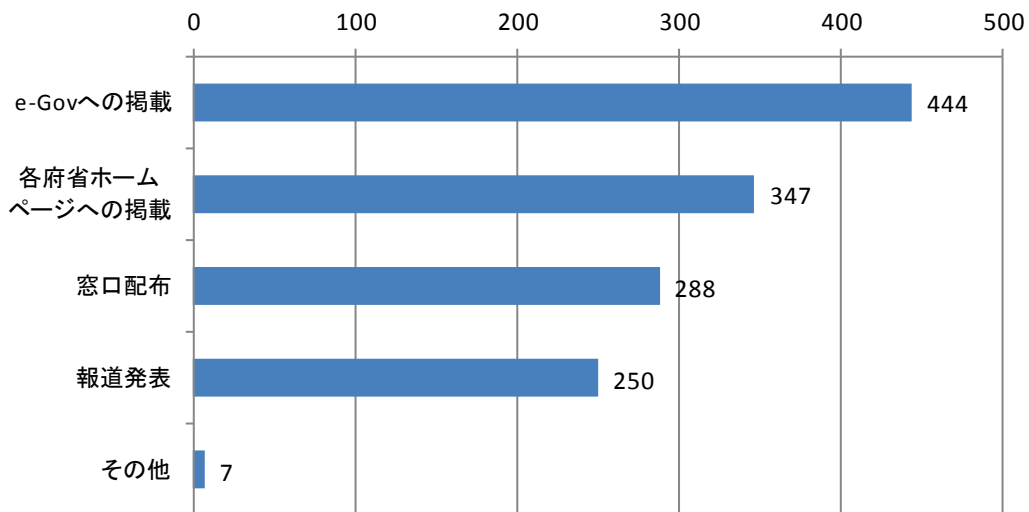
表 8 意見募集期間の状況

	意見募集期間							計
	14日以下	15日～24日	25日～29日	30日	31日～34日	35日～44日	45日以上	
案件数	79 (17.6%)	67 (14.9%)	22 (4.9%)	211 (47.0%)	55 (12.2%)	5 (1.1%)	10 (2.2%)	449 (100%)
	168 (37.4%)			281 (62.6%)				

(3) 意見募集の公表方法

意見募集の公表方法は、図5のとおり、意見募集案件449件のうち、「e-Govへの掲載」が444件(98.9%)であり最も多く、次いで「各府省ホームページへの掲載」が347件(77.3%)、「窓口配布」が288件(64.1%)、「報道発表」が250件(55.7%)、その他が7件(1.6%)である(複数に該当するものがある)。

図5 意見募集の公表方法



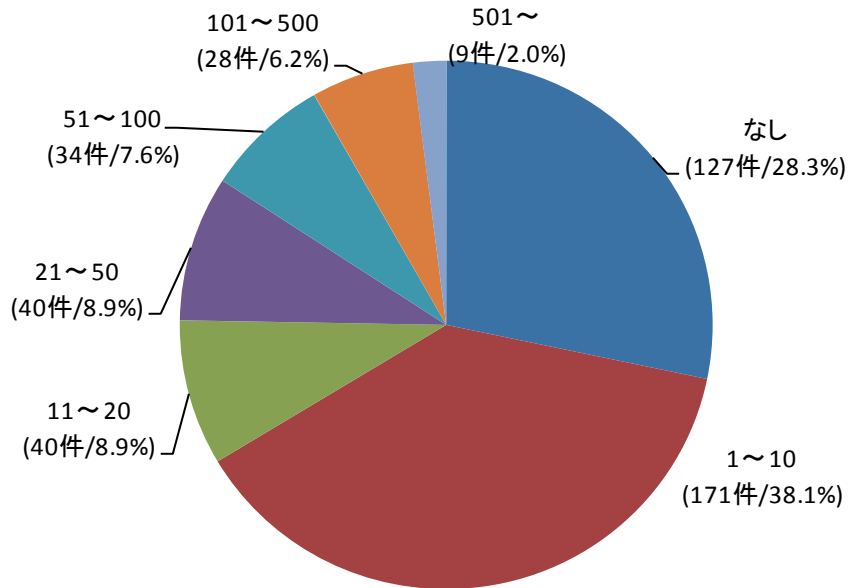
3 提出意見数及び反映状況

(1) 提出意見数

意見募集案件449件のうち、提出意見のあるものは322件(71.7%)で、提出意見のないものは127件(28.3%)であり、提出意見数の内訳は図6のとおりである。

提出された意見の総数は26,292であり、意見募集案件1件当たりの提出意見数は約59である(提出意見のある案件についてみると、1件当たり約82)。

図6 提出意見数



(2) 提出意見の反映状況

提出意見を考慮した結果、当初の案の修正を行うなど、提出意見を反映したものは123件あり、提出意見のある案件（「整理中」の2件を除く。）320件の38.4%を占めている。

（注）意見募集案件（449件）のうち、意見の内容等について精査を要するため、平成25年度末時点において整理中のものが2件ある。

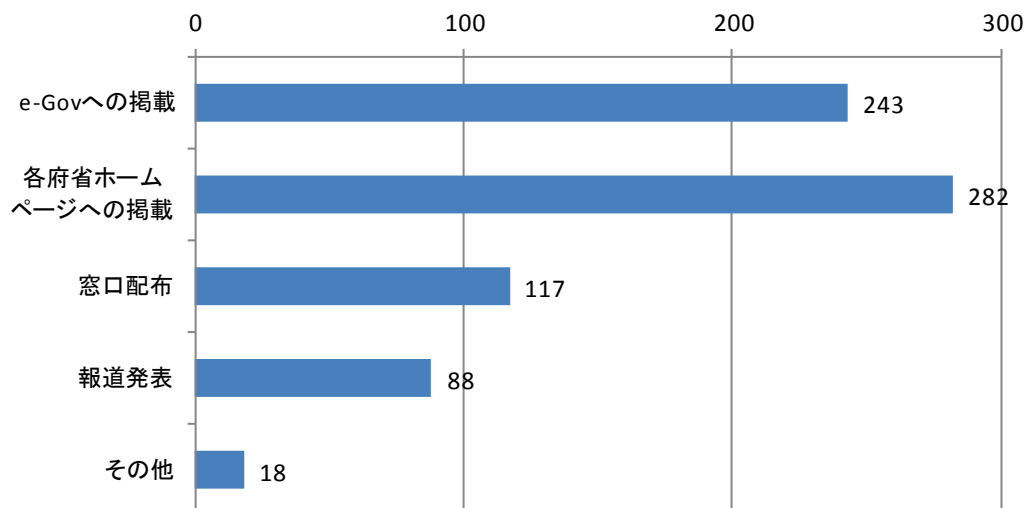
4 結果の公表状況

(1) 結果の公表を行った案件数及び公表方法

平成25年度に結果の公表を行った案件は、意見募集案件449件のうち365件（81.3%）である。

結果の公表方法は、図7のとおり、平成25年度に結果が公表された意見募集案件365件のうち、「e-Govへの掲載」が243件（66.6%）、「各府省ホームページへの掲載」が282件（77.3%）、「窓口配布」が117件（32.1%）、「報道発表」が88件（24.1%）、「その他」が18件（4.9%）である（複数に該当するものがある）。

図7 提出意見の公表方法



(2) 提出意見の公表状況

提出意見の公表状況をみると、平成25年度に結果の公表を行った案件で提出意見のある案件265件のうち、「提出された意見(原文)」を公表したものは134件(50.6%)、「提出された意見を整理・要約したもの」を公表したものは152件(57.4%)である(複数に該当するものがある)。

また、「提出意見を考慮した結果及びその理由」を公表したものは175件(66.0%)である。

別表 1 調査対象機関一覧

本省等	地方支分部局
内閣官房	—
内閣法制局	—
人事院	—
内閣府	—
宮内庁	—
公正取引委員会	—
国家公安委員会（警察庁）	—
金融庁	関東財務局（※金融庁所管関係に限る）
消費者庁	—
復興庁	—
総務省	関東総合通信局
公害等調整委員会	—
法務省	東京法務局
外務省	—
財務省	関東財務局[再掲]（※金融庁所管関係を除く） 東京税関 東京国税局
文部科学省	—
厚生労働省	関東信越厚生局 東京労働局
農林水産省	関東農政局
経済産業省	関東経済産業局 関東東北産業保安監督部
国土交通省	関東地方整備局 関東運輸局 第三管区海上保安本部
環境省	—
防衛省	北関東防衛局
会計検査院	—
23 機関	14 機関

（注） 1 調査対象とした地方支分部局は、各ブロック機関及び都道府県単位機関のうち、東京都を管轄区域とする機関の一部である。

2 本調査における「Ⅱ 意見公募手続及び任意の意見募集の状況等」の調査対象は本省等 23 機関である。

別表2-1 審査基準の設定状況、公にしている状況(府省等別)

機関名	審査基準の設定状況					審査基準を公にしている状況				
	処分の種類数 (a)	設定済			未設定 (a)-(b)	通知・通達等で 審査基準を設定 [再掲]	e-Gov(電子政府の 総合窓口)やホーム ページに掲載	情報提供窓口等に 備え付けて自由に 閲覧	求めに応じ て提示	公にしている ない
		通知・通達等で 審査基準を設定	法令の定めで言 い尽くされている	計 (b)						
内閣官房	0	-	-	- (-)	-	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
内閣法制局	0	-	-	- (-)	-	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
人事院	0	-	-	- (-)	-	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
内閣府	3	1	0	1 (33.3)	2	1 (100.0)	1 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
宮内庁	0	-	-	- (-)	-	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
公正取引委員会	0	-	-	- (-)	-	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
国家公安委員会(警察庁)	1	1	0	1 (100.0)	0	1 (100.0)	1 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
金融庁	9	2	0	2 (22.2)	7	2 (100.0)	2 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
消費者庁	0	-	-	- (-)	-	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
復興庁	0	-	-	- (-)	-	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
総務省	0	-	-	- (-)	-	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
公害等調整委員会	0	-	-	- (-)	-	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
法務省	0	-	-	- (-)	-	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
外務省	0	-	-	- (-)	-	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
財務省	0	-	-	- (-)	-	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
文部科学省	1	1	0	1 (100.0)	0	1 (100.0)	1 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
厚生労働省	6	3	1	4 (66.7)	2	3 (100.0)	3 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
農林水産省	1	0	1	1 (100.0)	0	0 (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
経済産業省	54	27	18	45 (83.3)	9	27 (100.0)	24 (88.9)	0 (0.0)	3 (11.1)	0 (0.0)
国土交通省	13	9	4	13 (100.0)	0	9 (100.0)	8 (88.9)	0 (0.0)	1 (11.1)	0 (0.0)
環境省	1	0	1	1 (100.0)	0	0 (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
防衛省	0	-	-	- (-)	-	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
会計検査院	0	-	-	- (-)	-	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
本省等 (23機関)	89	44	25	69 (77.5)	20	44 (100.0)	40 (90.9)	0 (0.0)	4 (9.1)	0 (0.0)
調査対象地方支分部局 (14機関)	11	7	4	11 (100.0)	0	7 (100.0)	4 (57.1)	2 (28.6)	0 (0.0)	1 (14.3)

(注)「審査基準を公にしている状況」欄の()内は、通知・通達等で審査基準を設定している各府省ごとの処分の種類数を100とした場合の割合である。

別表2-2 標準処理期間の設定状況、公にしている状況(府省等別)

機関名	標準処理期間の設定状況					標準処理期間を公にしている状況				
	処分の種類数 (a)	設定済			未設定 (a)-(b)	通知・通達等で 標準処理期間を設定 [再掲]	e-Gov(電子政府の 総合窓口)やホーム ページに掲載	情報提供窓口等に 備え付けて自由に 閲覧	求めに応じて 提示	公にしていない
		通知・通達等で 標準処理期間を 設定	法令で処理期間 が規定されてい る	計 (b)						
内閣官房	0	-	-	- (-)	-	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
内閣法制局	0	-	-	- (-)	-	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
人事院	0	-	-	- (-)	-	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
内閣府	3	0	0	0 (0.0)	3	0 (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
宮内庁	0	-	-	- (-)	-	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
公正取引委員会	0	-	-	- (-)	-	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
国家公安委員会(警察庁)	1	0	0	0 (0.0)	1	0 (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
金融庁	9	2	0	2 (22.2)	7	2 (100.0)	2 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
消費者庁	0	-	-	- (-)	-	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
復興庁	0	-	-	- (-)	-	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
総務省	0	-	-	- (-)	-	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
公害等調整委員会	0	-	-	- (-)	-	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
法務省	0	-	-	- (-)	-	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
外務省	0	-	-	- (-)	-	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
財務省	0	-	-	- (-)	-	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
文部科学省	1	0	0	0 (0.0)	1	0 (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
厚生労働省	6	0	0	0 (0.0)	6	0 (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
農林水産省	1	0	0	0 (0.0)	1	0 (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
経済産業省	54	22	6	28 (51.9)	26	22 (100.0)	20 (90.9)	0 (0.0)	2 (9.1)	0 (0.0)
国土交通省	13	12	0	12 (92.3)	1	12 (100.0)	10 (83.3)	0 (0.0)	2 (16.7)	0 (0.0)
環境省	1	1	0	1 (100.0)	0	1 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (100.0)	0 (0.0)
防衛省	0	-	-	- (-)	-	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
会計検査院	0	-	-	- (-)	-	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
本省等 (22機関)	89	37	6	43 (48.3)	46	37 (100.0)	32 (86.5)	0 (0.0)	5 (13.5)	0 (0.0)
調査対象地方支分部局 (14機関)	11	9	1	10 (90.9)	1	9 (100.0)	6 (66.7)	2 (22.2)	0 (0.0)	1 (11.1)

(注)「標準処理期間を公にしている状況」欄の()内は、通知・通達等で標準処理期間を設定している各府省ごとの処分の種類数を100とした場合の割合である。

別表2-3 処分基準の設定状況、公にしている状況(府省等別)

機関名	処分基準の設定状況					処分基準を公にしている状況				
	処分の種類数 (a)	設定済			未設定 (a)-(b)	通知・通達等で 処分基準を設定 [再掲]	e-Gov(電子政府の 総合窓口)やホーム ページに掲載	情報提供窓口等に 備え付けて自由に 閲覧	求めに応じて 提示	公にしていない
		通知・通達等で 処分基準を設定	法令の定めで言 い尽くされている	計 (b) (設定率) (b)/(a) *100						
内閣官房	0	-	-	- (-)	-	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
内閣法制局	0	-	-	- (-)	-	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
人事院	0	-	-	- (-)	-	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
内閣府	0	-	-	- (-)	-	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
宮内庁	0	-	-	- (-)	-	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
公正取引委員会	0	-	-	- (-)	-	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
国家公安委員会(警察庁)	2	0	0	0 (0.0)	2	0 (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
金融庁	2	0	0	0 (0.0)	2	0 (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
消費者庁	3	2	0	2 (66.7)	1	2 (100.0)	2 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
復興庁	0	-	-	- (-)	-	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
総務省	1	0	1	1 (100.0)	0	0 (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
公害等調整委員会	0	-	-	- (-)	-	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
法務省	0	-	-	- (-)	-	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
外務省	0	-	-	- (-)	-	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
財務省	0	-	-	- (-)	-	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
文部科学省	1	1	0	1 (100.0)	0	1 (100.0)	1 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
厚生労働省	11	0	3	3 (27.3)	8	0 (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
農林水産省	1	0	1	1 (100.0)	0	0 (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
経済産業省	25	12	12	24 (96.0)	1	12 (100.0)	10 (83.3)	0 (0.0)	1 (8.3)	1 (8.3)
国土交通省	12	5	4	9 (75.0)	3	5 (100.0)	5 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
環境省	1	0	1	1 (100.0)	0	0 (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
防衛省	0	-	-	- (-)	-	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
会計検査院	0	-	-	- (-)	-	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
本省等 (22機関)	59	20	22	42 (71.2)	17	20 (100.0)	18 (90.0)	0 (0.0)	1 (5.0)	1 (5.0)
調査対象地方支分部局 (14機関)	16	13	2	15 (93.8)	1	13 (100.0)	8 (61.5)	5 (38.5)	0 (0.0)	0 (0.0)

(注)「処分基準を公にしている状況」欄の()内は、通知・通達等で処分基準を設定している各府省ごとの処分の種類数を100とした場合の割合である。

行政手続法（抄）

（第三条 第二項）

- 2 次に掲げる命令等を定める行為については、第六章の規定は、適用しない。
- 一 法律の施行期日について定める政令
 - 二 恩赦に関する命令
 - 三 命令又は規則を定める行為が処分に該当する場合における当該命令又は規則
 - 四 法律の規定に基づき施設、区間、地域その他これらに類するものを指定する命令又は規則
 - 五 公務員の給与、勤務時間その他の勤務条件について定める命令等
 - 六 審査基準、処分基準又は行政指導指針であって、法令の規定により若しくは慣行として、又は命令等を定める機関の判断により公にされるもの以外のもの

（第四条 第四項）

- 4 次に掲げる命令等を定める行為については、第六章の規定は、適用しない。
- 一 国又は地方公共団体の機関の設置、所掌事務の範囲その他の組織について定める命令等
 - 二 皇室典範（昭和二十二年法律第三号）第二十六条の皇統譜について定める命令等
 - 三 公務員の礼式、服制、研修、教育訓練、表彰及び報償並びに公務員の間における競争試験について定める命令等
 - 四 国又は地方公共団体の予算、決算及び会計について定める命令等（入札の参加者の資格、入札保証金その他の国又は地方公共団体の契約の相手方又は相手方になろうとする者に係る事項を定める命令等を除く。）並びに国又は地方公共団体の財産及び物品の管理について定める命令等（国又は地方公共団体が財産及び物品を貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、信託し、若しくは出資の目的とし、又はこれらに私権を設定することについて定める命令等であって、これらの行為の相手方又は相手方になろうとする者に係る事項を定めるものを除く。）
 - 五 会計検査について定める命令等
 - 六 国の機関相互間の関係について定める命令等並びに地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二編第十一章に規定する国と普通地方公共団体との関係及び普通地方公共団体相互間の関係その他の国と地方公共団体との関係及び地方公共団体相互間の関係について定める命令等（第一項の規定によりこの法律の規定を適用しないこととされる処分に係る命令等を含む。）
 - 七 第二項各号に規定する法人の役員及び職員、業務の範囲、財務及び会計その他の組織、運営及び管理について定める命令等（これらの法人に対する処分であって、これ

らの法人の解散を命じ、若しくは設立に関する認可を取り消す処分又はこれらの法人の役員若しくはこれらの法人の業務に従事する者の解任を命ずる処分に係る命令等を除く。)

(第三十九条 第四項)

- 4 次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の規定は、適用しない。
- 一 公益上、緊急に命令等を定める必要があるため、第一項の規定による手続(以下「意見公募手続」という。)を実施することが困難であるとき。
 - 二 納付すべき金銭について定める法律の制定又は改正により必要となる当該金銭の額の算定の基礎となるべき金額及び率並びに算定方法についての命令等その他当該法律の施行に関し必要な事項を定める命令等を定めようとするとき。
 - 三 予算の定めるところにより金銭の給付決定を行うために必要となる当該金銭の額の算定の基礎となるべき金額及び率並びに算定方法その他の事項を定める命令等を定めようとするとき。
 - 四 法律の規定により、内閣府設置法第四十九条第一項 若しくは第二項 若しくは国家行政組織法第三条第二項 に規定する委員会又は内閣府設置法第三十七条 若しくは第五十四条 若しくは国家行政組織法第八条 に規定する機関(以下「委員会等」という。)の議を経て定めることとされている命令等であって、相反する利害を有する者との間の利害の調整を目的として、法律又は政令の規定により、これらの者及び公益をそれぞれ代表する委員をもって組織される委員会等において審議を行うこととされているものとして政令で定める命令等を定めようとするとき。
 - 五 他の行政機関が意見公募手続を実施して定めた命令等と実質的に同一の命令等を定めようとするとき。
 - 六 法律の規定に基づき法令の規定の適用又は準用について必要な技術的読替えを定める命令等を定めようとするとき。
 - 七 命令等を定める根拠となる法令の規定の削除に伴い当然必要とされる当該命令等の廃止をしようとするとき。
 - 八 他の法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理その他の意見公募手続を実施することを要しない軽微な変更として政令で定めるものを内容とする命令等を定めようとするとき。

意見公募手続(パブリックコメント手続)の概要

